

宮代町告示第124号

指定管理者の指定に関する告示

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設に係る指定管理者の指定をしたので、宮代町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり告示する。

令和2年10月12日

宮代町長 新井康之

- (1) 指定をした日  
令和2年9月29日
- (2) 指定をした理由  
特定非営利活動法人きらりびとみやしろは経営方針を理解し、意欲も感じられ、基本理念もしっかりしている。運営及びその体制もしっかりしている。また、様々な町民の交流を促す取り組みが提案され、小学校内にあるという立地特性を十分に活かした事業計画となっているため。
- (3) 管理を行わせる公の施設の名称  
宮代町福祉交流センター陽だまりサロン
- (4) 指定を受けた団体の所在地、名称及び代表者名  
埼玉県南埼玉郡宮代町川端三丁目8番25号  
特定非営利活動法人きらりびとみやしろ  
理事長 島村孝一
- (5) 指定の期間  
令和3年4月1日から令和8年3月31日まで